2016 宅建渋谷会

佐伯竜 ＆ 宅建渋谷会 連動企画！！

「メルマガ読者だけの YouTube 限定公開動画」で学ぶ

宅建ミニ講義

≪第 8 講≫

https://youtu.be/csZMiBG9b28

2016/05/15

佐伯竜

渋谷会

http://shibuyakai.com/

まぐまぐメルマガ

佐伯竜＆宅建渋谷会 連動企画！！「メルマガ読者だけの YouTube 限定公開動画」で学ぶ宅建ミニ講義

http://www.mag2.com/m/0001364172.html

YouTube チャンネル「渋谷会 宅建ミニ講義」

https://www.youtube.com/channel/UCDSNXIlQy6jGhcsypp3T-3w

第 8 講　H28 出題予想「不真正連帯債務」

【H28　予想】「不真正連帯債務」メルマガ限定「宅建ミニ講義」第 8 講【#079】宅建士講座 2016
https://youtu.be/csZMiBG9b28

不法行為／使用者責任「不真正連帯債務」
(平成 24 年　問 9　肢 1)

　Aに雇用されているBが、勤務中にA所有の乗用車を運転し、営業活動のため得意先に向かっている途中で交通事故を起こし、歩いていたCに危害を加えた場合における次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

1.　BのCに対する損害賠償義務が消滅時効にかかったとしても、AのCに対する損害賠償義務が当然に消滅するものではない。

2、3、4は省略

1　正　　使用者責任における使用者の債務と被用者の不法行為における損害賠償債務は不真正連帯の関係にある。債務者の一人に生じた事由は、債権を満足させるものを除き、他の者の債務に影響を及ぼさない。したがって、被用者Bの損害賠償義務が消滅時効にかかったとしても、使用者Aの損害賠償義務が消滅することはない。よって、本肢は正しい。

複製・頒布を禁じます

第8講のまとめ

【H28予想】

不法行為は、毎年のように訊かれる論点です。なおかつ、点数を取りやすいところですので、しっかり学習しておきたいところです。

不法行為については、①基本事項、②使用者責任、③工作物責任、この三点を丁寧に理解して、ポイントを暗記しておきましょう。

今回は出題可能性の高いポイントとして「不真正連帯債務」に絞って講義しました。不法行為については、当然、他のポイントも学習しておきましょう。

【宅建渋谷会】佐伯竜の通信教材（2016/05/15）

宅建通信教材　平成 28 年版　基本問題演習講座
http://shibuyakai.com/takken/dvd13.html

通信教材　平成28年版　宅建【基幹講座】全分野セット
http://shibuyakai.com/takken/dvd12.html

お問合せ先
宅建渋谷会事務局
office@shibuyakai.com

複製・頒布を禁じます